令和７年３月 14 日
建築指導課

市条例５６条の６の規定に基づく道路の廃止事務手続きフローと必要書類

建築局
建築指導課

申請者

・建築確認申請等相談票
・案内図、現況図、市道認定路線図、道路台帳平面図、道路台帳区域線図、道水路等境界明示・復元図（査定図）、位置指定図、開発登録簿、建築計画概要書、公図、土地登記簿謄本、地積測量図、現場写真　等

①事前相談

相談対応 ⇔ 事前相談

②事前審査願（注１）

事前審査願提出（正副２部）

事前審査願受理

現場調査 ⇔ 必要に応じて調整

事前審査願決裁

事前審査願副本返却

廃止条件

事前審査願副本受理

廃止条件確認

	図面等の名称	内　容
1	道路廃止（変更）事前審査願	細則外様式（横浜市 HP『ダウンロード書式一覧（建築関係）』から取得）
2	委任状	代理人が手続きを行う場合
3	付近見取図（案内図）1／2500程度	1 方位　2 縮尺 3 廃止又は変更しようとする道路等の位置 4 目標となる地物（区名、町名、代表地番等を記載）
4	現況平面図・計画図（実測に基づくもの）1／200以上	1 方位　2 縮尺 3 廃止又は変更しようとする道路等の区域、幅員、延長（青線で囲む） 4 周辺の既存道路の位置、地形地物 5 道路に接する敷地の位置、地盤高、出入口の位置 6 建築物の配置、主要な出入口の位置、用途 7 擁壁等工作物の位置
5	公図※ 1／500(600)	1 方位 2 廃止又は変更しようとする道路等の区域
6	土地登記事項証明書※	廃止又は変更しようとする道路等の土地に係るもの
7	現場の写真	道路全体(廃止又は変更部分を含む)を確認できる写真
8	その他必要な図書	

※ コピーでも可。最近3ヶ月以内に取得したもの（登記情報提供サービスで取得したもので可）

廃止条件の履行

③本申請（注２）

道路廃止申請書提出（正副２部）

道路廃止申請書受理

廃止条件の確認

廃止決裁

公告

廃止通知書交付

廃止通知書受理

	図面等の名称	内　容
1	道路廃止（変更）申請書	細則第 10 号様式（横浜市 HP『ダウンロード書式一覧（建築関係）』から取得）
2	手数料	位置指定道路の場合（￥30,000）
3	委任状	代理人が手続きを行う場合
4	付近見取図（案内図）	事前審査願と同じ
5	現況平面図・計画図	事前審査願と同じ
6	権利者一覧表（5筆以上の場合）	道路等の土地の地番、権利者、管理者（氏名、住所）の一覧
7	道路の廃止（変更）承諾書	細則第 10 号様式の２（道路等の土地の権利を有する者の同意）
8	印鑑登録証明書※1	上記で同意した者の印鑑登録証明書
9	公図※2	廃止又は変更しようとする道路等の土地に係るもの
10	土地登記事項証明書※2	廃止又は変更しようとする道路等の土地に係るもの
11	その他必要な図書	

※1 承諾した日（承諾書の日付）から3か月以内のもの
※2 最近3か月以内に法務局より取得したもの（副本は写しでも可）

注１：位置指定道路新設や開発に伴って既存の指定道路を廃止する場合は、事前審査願の手続きが省略となる場合があります。
注２：事前審査願の決裁日より、６か月以内に本申請がなされない場合は、改めて事前審査願が必要となる場合があります。